



平成27年5月19日

各 位

会 社 名 南海プライウッド株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸山 徹
(コード：7887、東証第2部)
問合せ先 執行役員 管理部門長 松浦 義博
(TEL. 087-825-3615)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、下記のとおり、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を一部改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定箇所は、下線で示しております。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①企業としての社会的責任に応え、企業倫理および法令遵守の基本体制を構築するため、コンプライアンス管理責任者と内部統制を推進する組織を設置し、「規程管理規程」に基づき、関係規程の継続的見直しと改善を行う。
 - ②内部統制を推進する組織はコンプライアンス管理責任者と連携の上、法令を遵守するための規程「コンプライアンス規程」の構築および運用の状況を監査し、その結果を代表取締役社長および監査役に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書を関連資料とともに、文書保存を社内規程の定めるところにしたがい、適切に保存および管理する。
 - ②取締役および監査役は、常時、前項の文書等を閲覧することができる。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①経営意思決定および業務執行の運営で準拠すべきリスク管理は、文書化する。
 - ②内部統制を推進する組織は、前項の規程に損失の危険の管理に関する事項および内部統制の目的が達成されているか合理的な保証を得るため、「規程管理規程」に基づき、各部門および事業所を統括する。
 - ③コンプライアンス、価格競争、品質、情報システム、海外情勢の変化、自然環境、災害、金利・株価・為替相場の変動、取締役と使用人の不適切な業務執行、取締役会が極めて重大と判断する事項等のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、定時開催し、業務遂行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ②当社の組織は、経営意思決定の経営組織、業務遂行の業務組織をもって構成する。この経営組織に取締役と執行役員をあて、取締役会の決議・決定事項にしたがい、経営方針および経営計画を達成するために、業務執行の責任と権限を与える。
- ③経営組織による業務執行のスピード化を計るため、部門の直下にグループを配置する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①代表取締役社長および業務執行を担当する取締役と執行役員は、当社および子会社のセグメント別の事業に関して、法令遵守体制、リスク管理体制を構築し、適切な内部統制システムの整備を行うよう指導し、規範および規則を規程として整備する。
- ②業務監理推進グループは、内部監査年度計画に基づき業務監査を実施し、実施状況およびその結果を、代表取締役社長および監査役に報告する。
- ③当社は、子会社の業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」に基づき、子会社の自主性を尊重するとともに、経営改善に関して積極的に協力または指導を行い、経営上の重要事項は、十分協議し合理的に解決する。
- ④重要な会社情報を、各部署、子会社等から管理部門に伝達し、証券取引所の適時開示規則等に従い、開示の必要性の要否を管理部門内での事前審議で判断を行ない、当社代表取締役社長が議長である情報開示会議にて検討する体制を「グループ情報開示規程」に規定する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役は業務監理推進グループに監査業務に必要な事項を命令することができる。この業務監理推進グループは、取締役等からの指揮命令を受けない。

7. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および不正行為、重要な法令・定款に違反する行為を認識したときは、直ちに監査役に報告する。
- ②監査役は、取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役および業務監理推進グループから重要事項の報告を受ける。
- ③監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会議事録、稟議書類、内部監査報告書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および業務監理推進グループに説明を求める。
- ④当社グループは、本項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役社長と監査役会連絡会を定時開催し、監査上の重要課題等についての意見交換をおこなう。

- ②監査役は、業務監理推進グループと緊密な連携を保ち、業務監理推進グループの監査を活用し監査効率の向上をはかるものとする。また、必要に応じて、特定事項の調査について業務監理推進グループの協力を求める。
- ③監査役は、会計監査人と緊密な係を保ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ④監査役の職務を執行する上で必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとする。

以上